

クライアントアラート 2026年3月3日

# Nigeria v VR Global Partners LP & Ors —

## 英国控訴院、第三者費用請求（third-party cost order）に関する強力な事件管理権限を再確認

矢倉信介 | 齊藤理木

2026年1月23日、英国控訴院は **The Federal Republic of Nigeria v VR Global Partners LP & Ors** 事件において重要な判決を下し、複雑かつ高額な訴訟における事件管理について、英国裁判所が引き続き強力かつ実務的なアプローチを採ることを改めて確認しました。

本判決は、第三者費用命令申立てと詳細査定手続との審理順序を取り扱うものであり、高額紛争に伴う費用リスクについて、当事者、訴訟ファンダー及び実務家に対し時宜を得た指針を示すものです。

### 背景

2023年、29日間に及ぶ審理の後、英国商事裁判所（Commercial Court）は、Process & Industrial Developments Ltd (P&ID) がナイジェリア連邦共和国に対して取得した総額約110億米ドルの2件の仲裁判断を取消しました。裁判所は、これらの仲裁判断が詐欺及び重大な手続的瑕疵により取得されたと認定しました<sup>1</sup>。P&IDは、当該裁判手続に関するナイジェリアの費用を標準基準（Standard basis、民事訴訟規則が規定する、裁判所が費用負担を定める際の原則的な算定基準をいいます。）で支払うよう命じられ<sup>2</sup>、かつ、費用の中間支払いとして2,000万ポンドを支払うよう命じられ、この中間支払いは最終的にVR Capital グループ（本件の被申立人）に属する法人により資金提供されました。なお、その後のP&IDによる費用の中間支払命令の通貨に関する上訴は認められませんでした（本件の詳細については [P&ID v. Nigeria: UK Supreme Court reaffirms currency of costs orders | White & Case LLP](#) を参照）。

ナイジェリアが提出した詳細費用明細書は、利息を除いて約4,400万ポンドを請求するものであり、約3,000ページ、9万5,000件を超える個別項目から構成されていました。P&IDはほぼ全項目について異議を申し立て、請求費用は「合理的かつ相当な範囲をはるかに超えている」と主張しました。当事者らは、完全な詳細査定には少なくとも50日間の審理日数を要し、合計18か月以上に及ぶ可能性があり、追加で数百万ポンドの費用が発生する可能性があるかと予測していました。費用査定に関する予備的争点の審理は2026年4月27

<sup>1</sup> The Federal Republic of Nigeria v Process & Industrial Developments Limited [2023] EWHC 2638 (Comm)

<sup>2</sup> 標準基準で費用を査定する場合、裁判所は、費用の比例性及び合理性を重視し、争点との関係で相当かつ合理的に発生した費用のみを認めます。なお、費用が合理的又は相当であるかについて疑義がある場合、支払義務者に有利な解釈がなされます（一方で、民事訴訟規則が規定する例外的な補償基準（indemnity basis）においては、費用の合理性に関する疑義は、支払受領者に有利な解釈がなされます）（民事訴訟規則第44.3条）。

日から5月6日までの7日間で予定され、最初の査定審理は同年7月13日から7月31日までの15日間で予定されており、さらに追加の審理日程が設定される見込みでした。

このような状況の下、2024年8月29日、ナイジェリアは、上級裁判所法1981年（Senior Courts Act 1981）第51条及び民事訴訟規則（Civil Procedures Rules）第46.2条に基づき、P&IDに資金提供を行っていたVR Capital グループの法人及び同グループ創設者兼社長リチャード・ドイツ氏に対する第三者費用命令（third-party cost order）を申立てました。本申立ては、第三者ファンダーが当事者と連帯して訴訟費用を負担する可能性があるという確立した判例法理に基づくものです。控訴院は *Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc & Ors*<sup>3</sup>において、「訴訟を主として自己の経済的利益のために実質的に資金提供し、『真の当事者』となった非当事者には費用を負担する責任を課し得る」と確認しています。そこでナイジェリアは、P&IDによる仲裁取消手続における主張の展開及び関連訴訟のための資金提供を行ったファンダーらは、当該費用について直接責任を負うべきであると主張しました。

ナイジェリアは、第三者費用命令の申立ては費用の詳細査定手続と並行して進められるべきであると主張し、「P&IDが被申立人（VR Capital グループ及びドイツ氏）からの資金提供なしには支払能力を有しない状況において、第三者費用命令の申立てを遅らせることは不公正である。」と述べました。これに対し、ファンダー側は反対の立場を取り、まず詳細査定を完了させてから責任額を確定すべきであると主張しました。すなわち、査定の結果、既に支払われた2,000万ポンドを超える追加支払額が認められない場合には、さらなる付随的訴訟を回避できる可能性がある、との理由に基づくものです。

商事裁判所はファンダー側の見解を採用し、ナイジェリアの費用に関する詳細査定手続が終了するまでの間、第三者費用申立てを停止しました。そして、中間支払いを超える追加支払義務が最終的に認められない現実的可能性があることを強調しました。控訴院もこの論拠を支持し、「裁判官は、少なくともナイジェリアに対して追加支払義務が生じない、あるいは追加額が比較的少額にとどまり、ナイジェリアが請求している（追加の）2,420万ポンド及び利息を大きく下回る可能性がある」と結論付けることができ、実際そのように結論付けた。」と判示しました。

## 控訴院の判断

控訴院は全会一致でナイジェリアの控訴を棄却し、商事裁判所の事件管理に関する判断を支持しました。本判決からは下記のとおり、複数の重要な原則が明確に示されています。

1. 第三者費用申立てを直ちに又は詳細査定と並行して審理すべきとの推定が存在するとの見解は明確に退けられました。
2. 審理の順序は硬直的なルールによって定まるものではなく、個別事案の状況に応じ、民事訴訟規則の基本目的を適用しつつ、正義の利益に沿って裁判所の裁量により判断されるべき事項であるとされました。
3. 控訴院は、第一審裁判所の事件管理に関する裁量の広範さを強調しました。費用問題をどの順序で解決するかという判断は本質的に事務的なものであり、明白な誤りや不合理がない限り、控訴審が介入することは稀であるとされました。この点につき、裁判所は「裁判所の事件管理権限には、争点をどの順序で解決するかを決定することが明示的に含まれている……これらの権限を正義の利益のために行使するにあたり、裁判官には広範な裁量が認められる。」と述べました。また、別の裁判官が合理的に異なる見解を採り得たとしても、その判断が裁判官の広い裁量の範囲内にある限り、介入を正当化するものではないことが明確にされました。
4. 比例性及び司法資源の効率的利用も重要な考慮要素とされました。控訴院は、詳細査定の想定規模について懸念を示し、これを「驚異的」（brehtaking）と表現するとともに、費用に関する付随訴訟が制御不能に拡大する危険性を警告しました。そこで裁判所は、費用を決定する裁判官に対し、抽出方式（sampling）などの実務的手法を活用して、査定手続の範囲及び期間を管理することを明示的に促しました。また、当事者自身の見積りによれば、ナイジェリアの詳細査定には少なくとも50日間の審理日数を要し、最長で18か月を要する可能性があることを踏まえ、商事裁判所が他の裁判利用者の立場を考慮することは許容されるのみならず、むしろ求められるものであると確認しました。

<sup>3</sup> *Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc and others* [EWCA] Civ 1144

5. さらに控訴院は、採用された審理順序によりナイジェリアに不当な不利益は生じないと判断しました。すなわち、ナイジェリアは既に相当額の中間支払いを受領しており、裁判所の指摘によれば、「被申立人が最終的に支払義務を負うとされた額を支払わないとの示唆はなく、その間、年 8%の利息が発生している。」との状況にありました。
6. 最後に控訴院は、回収可能な費用額は事前に当然視できるものではなく、費用回収における比例性の原則が重要であることを改めて強調しました。裁判所は、基礎となる紛争の規模が大きいからといって、費用が合理的かつ相当でなければならないという要件が排除されることはないとし、また「本件のような規模及び重要性を有する事案であっても、4,400 万ポンドを超える費用は驚くべき額である」と述べ、これらの費用が標準基準において最終的に回収可能かどうかは未確定であると指摘しました。また、費用明細書において根拠が乏しいものとして、主任弁護士に支払われた「極めて高額な」報酬、適用される指針水準を「大幅に上回る」手続代理人弁護士 (solicitor) の時間単価、さらには海外訴訟及び広報活動に関して約 525 万ポンドが費やされたとされる点などが挙げられました。

## 実務上のポイント

本判決から得られる主な実務上のポイントは以下のとおりです。

1. **審理順序に関する判断に対する控訴審の介入は稀であること**：当該判断が民事訴訟規則の基本目的に基づく事件管理上の決定として位置付けられる場合、これを覆すためのハードルは高いといえます。
2. **回収可能な費用額が未確定の場合、まず費用査定を先行させる傾向があること**：裁判所は、第三者責任に関する複雑かつ高額な訴訟に進む前に、費用額を確定させることを優先する可能性が高いと考えられます。
3. **訴訟規模及び費用の管理に対する裁判所の姿勢が一層厳格化していること**：裁判所は、手続費用に関する紛争が本案訴訟を圧倒する事態を防ぐため、抽出方式や審理日数の制限といった実務的手法を積極的に是認しています。
4. **第三者ファンダーの費用責任は、原則として基礎費用額の確定後に具体化すること**：Excalibur Ventures LLC v Texas Keystone Inc & Ors の判例法理のとおり、手続きへの関与の度合いによっては訴訟の非当事者である第三者ファンダーも費用負担の責任を負う場合がありますが、その責任は通常、基礎となる費用が査定された後に確定します。本件で裁判所は、ファンダーらが既に 2,000 万ポンドの中間支払いをしており、詳細査定において「一定の異議を主張しない」旨の正式な誓約を行っていることから、将来の支払義務を回避するおそれはないとも指摘したことも注目に値します。

以上のとおり、本判決は、英国裁判所が効果的な事件管理及び費用紛争における比例性を重視していることを改めて示すものです。そして、付随的な費用紛争が不相当な規模の訴訟へ副次的に拡大することは許容されず、第三者費用申立ても慎重かつ節度ある監督の下に置かれることとなります。

裁判所は、当事者の手続戦略よりも効率性と公平性を優先させる姿勢を明確にしていることから、当事者は第三者ファンダーを用いる際、今回の判断を踏まえた戦略的な費用管理をしていくことが不可欠となります。

(本稿は、弊所の [ロバート・ウィール](#)、[イブラヒム・ハルーン](#) 及び [モナ・ライト](#) が執筆した同内容のクライアントアラートを和訳の上調整しております (原文はこちら：[Nigeria v VR Global Partners LP & Ors – English Court of Appeal reaffirms robust case management powers in third-party cost claim | White & Case LLP](#))。

ホワイト&ケース法律事務所  
 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所  
 (外国法共同事業)  
 〒100-0005  
 東京都千代田区丸の内 1-8-3  
 丸の内トラストタワー本館 26 階  
 T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである **White & Case LLP**、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである **White & Case LLP** その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2026 White & Case LLP